

令和7年度 磐田市立磐田北保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	磐田市
代表者氏名	磐田市長 草地 博昭
所在地	磐田市国府台3番地1
電話番号	0538-37-4858（幼児教育保育課）

2. 利用施設 令和7年4月1日現在

施設の種別	保育所
施設の名称	磐田市立磐田北保育園
所在地	磐田市見付2367番地1
電話番号	0538-32-2807
管理者	園長
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 3名 3歳児 2号 15名
	1歳児 3号 10名 4歳児 2号 23名
	2歳児 3号 15名 5歳児 2号 24名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。
職員への研修の実施状況	内部研修年24回、外部研修年50回以上実施
認可年月日	昭和26年3月31日
事業所番号	

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る。
理念	保育理念：園児一人一人を大切に、保護者や地域から信頼される温かい 雰囲気 園目標：たくましい子 重点目標：元気な子・やさしい子・工夫する子

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3008.6㎡		
	園庭	786㎡		
建物	構造	RC構造		
	延べ面積	787.3㎡		
施設の内容	乳児室・ほふく室	1室	保育室	4室
	調乳室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	職員室	1室		
設備の種類	冷暖房、プール			

5. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職務の内容	職員数
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	3人
保育士	園児の保育をつかさどる	23人
調理員	園児の給食、おやつ調理	3人
事務員	園の財務会計全般	1人
園務員	園の環境整備	1人

* 当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時15分から午後6時30分 土曜日については午前7時15分から午後18時00分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	希望保育日 年度始め・年度末（各1日程度） 夏季（8月中旬 4日程度）

* 警報発令時の対応について

例) 別紙（園のしおり参照）

* 感染症流行時の対応について

例) 別紙（園のしおり参照）

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時15分から午後6時30分
	延長保育時間	なし
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時15分から午前8時30分、 午後4時30分から午後6時30分

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理（調理業務はエームサービス株式会社が行います）

② 食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。ただし、8月夏季希望保育期間については弁当持参、また、行事等に併せて弁当の持参をお願いする日があります。
- ・献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
- ・児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	11時頃	3時頃	
1歳児	9時頃	11時頃	3時頃	
2歳児	9時頃	11時頃	3時頃	
3歳児		11時30分頃	3時頃	
4歳児		11時30分頃	3時頃	
5歳児		11時30分頃	3時頃	

③ アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。『磐田市未就学児アレルギー対応の手引き』に従って、除去食及び代替食に対応しています。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
 - ・毎月、個人面談を実施し状況把握をしています。
 - ・園内では、『磐田北保育園 給食提供マニュアル』に沿って給食を提供しています。
- ※安全、安心の確保を優先するため、お子さんが初めて食べる食品については、家庭で安全に食べられることを確認してから、園で提供を開始することを基本とします。

④ その他衛生管理等

- ・集団給食施設届出を保健所へ提出しています。
- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。
- ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）…0,1,2歳児

- ・支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
 - ・保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月25日。金融機関が休業日の場合は翌営業日）。ただし、納付書による納入も可能です。
- ※保育短時間認定園児の延長保育料金は1時間300円となります。
- ・3,4,5歳児の保育料は幼児教育・保育の無償化に伴い、無償です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

- ・①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
- ・0,1,2歳児の給食費は保育料に含まれます。
- ・お支払方法については別途お知らせします。

③ 自主事業の利用料金

保護者会からの会費の徴収があります。

④ 写真販売について

- ・本園では、民間委託で、園で撮影した写真についてインターネット写真サービスを利用して販売を行っています。
- ・登録、閲覧は無料です。ご購入の際、写真代金及び配送料が発生します。
- ・プロカメラマンによる撮影については、園だより等でお知らせします。

11. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	伊藤医院
医院長名又は医師名	伊藤 基
所在地	磐田市見付 2348 番地 2
電話番号	0538-32-5812

② 歯科

医療機関の名称	宇於崎歯科医院
医院長名又は医師名	宇於崎 隆
所在地	磐田市見付 3784 番地 1
電話番号	0538-33-5101

③ 眼科

医療機関の名称	のじま眼科
医院長名又は医師名	野嶋 計寿
所在地	磐田市見付 1598 番地 1
電話番号	0538-31-5959

④ 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	はかまだ耳鼻咽喉科医院
医院長名又は医師名	袴田 桂
所在地	磐田市国府台 11 番地 7
電話番号	0538-21-3387

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	地震・火災等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	磐田市立磐田北小学校		

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	保護者負担 210円

* 詳しくは、入園後に配布する「災害共済給付制度」のお知らせをご確認ください。

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任
受付責任者	園長
利用時間	午前9時～午後5時
連絡先	電話 0538-32-2807 FAX 0538-34-2453
第三者委員	児童福祉部会部長・主任児童委員の2名 連絡先は園内に掲示しています。
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 こども玄関に要望、苦情等に関わる投函箱（「提案箱」）を設置しています。

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、園のしおり（21ページ）の内容を掲げています。

なお、就学の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

卒園時には、小学校への滑らかな接続のために、入学先の小学校に保育所児童保育要録（写し）を送付します。

また、お子さんの健やかな成長、発達のために必要があった場合は、関連する専門医療機関、療育機関（児童発達支援事業所）、母子保健機関（保健師）等と情報交換を行い、より良い支援につなげます。

19. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会（任意団体）活動を行っています。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	3歳児クラス以上の給食・おやつ(基本額)	月額 5000円
給食に係る費用	3歳児クラス以上の主食費	月額 500円
保育用品に係る費用	誕生カード等	年齢により金額は異なる
保険代	日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 210円
保護者会会費	保護者会主催の行事等に関わる費用	月額 300円

2. 延長保育に係る利用者負担

1時間 300円 (保育短時間認定児の場合)

※保育標準時間認定児については、午前8時30分から午後4時30分を超えて利用した場合は、別途料金はかかりませんが、申請書を提出していただくことがあります。